

広島市佐東老人いきいの家に係る指定管理者候補者の選定について

広島市佐東老人いきいの家について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地

広島市安佐南区緑井六丁目29番25号

(2) 設置目的

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

2 募集の概要

(1) 募集期間

令和3年7月15日～令和3年9月30日

(2) 申請者 3団体 (受付順)

ア テルウェル西日本株式会社 (大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号)

イ 株式会社第一ビルサービス (広島市中区大手町五丁目3番12号)

ウ 特定非営利活動法人ワーカーズコープ (東京都豊島区東池袋一丁目44番3号)

3 健康福祉局指定管理者指定審議会 (公募高齢福祉施設部会) 委員

| 役職 | 職名 | 氏名 |
|-----|--------------------------|---------|
| 会長 | 健康福祉局長 | 山本 直樹 ※ |
| 副会長 | 健康福祉局次長 | 間所 英二 |
| 委員 | 高齢福祉部長 | 沖村 慶司 |
| 委員 | 税理士 | 大北 貴 |
| 委員 | 広島文化学園大学 スポーツ健康福祉学科教授 | 村上 須賀子 |
| 委員 | 広島文教大学 人間科学部人間福祉学科教授 | 坂井 晶子 |

※ 山本会長は欠席

4 審査の概要

(1) 審査の方式

健康福祉局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

(2) 評価基準

ア 評価項目・配点

| 評価項目 | 配点 |
|--|-----|
| 【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。 | 5点 |
| 【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 老人いきいの家の管理運営に係る基本方針が明確であって、基本方針の内容が当該施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 | 40点 |
| 【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。 | 30点 |

| | |
|---|------|
| <p>【4 地域の実情に適合した取組みを行う能力を有していること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 近隣地域の高齢者及び高齢者団体等の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか。 (又は、把握する方策が検討されているか。)</p> <p>② 他の施設や団体等との共催企画など、地域に開かれた取組を計画しているか。</p> | 15点 |
| <p>【5 管理経費の縮減】</p> <p>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。</p> <p>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点(5点)とする。</p> <p>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p>〔算式〕</p> $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 5 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$ | 10点 |
| 合 計 | 100点 |

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

| | |
|--|--|
| <p>【1 障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加点</p> <p>② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加点</p> <p>③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加点</p> <p>④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p> | <p>〔公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。〕</p> |
| <p>【2 環境問題への配慮】</p> <p>ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点</p> | |
| <p>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点</p> <p>③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点</p> <p>④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点</p> | |
| <p>【4 地域貢献度】</p> <p>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。</p> <p>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p> | |
| 上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。 | |

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【4 地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、株式会社第一ビルサービスを指定管理者候補者として選定した。

| 申請者 | | 株式会社 第一ビルサービス | テルウェル西日本 株式会社 | 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ |
|--|--------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 評価項目 | 1 | 4.3点 | 4.2点 | 4.1点 |
| 評価項目 | 2 | 29.0点 | 34.5点 | 24.8点 |
| 評価項目 | 3 | 22.2点 | 23.1点 | 19.9点 |
| 評価項目 | 4 | 12.8点 | 11.3点 | 12.8点 |
| 評価項目 | 5 | 1.0点 | 1.0点 | 1.0点 |
| 計(A) | | 69.3点 | 74.1点 | 62.6点 |
| 加 点 減 点 | 項目1 | 10点 | 4点 | 0点 |
| | 項目2 | 5点 | 0点 | 0点 |
| | 項目3 | 2点 | 0点 | 0点 |
| | 項目4 | 7点 | 5点 | 5点 |
| | 計×1/2 (B) | 12.0点 | 4.5点 | 2.5点 |
| 合計得点(A+B) | | 81.3点 | 78.6点 | 65.1点 |
| ◎ 指定管理料上限額 3,873万5千円 ◎ 指定管理料提案額 株式会社第一ビルサービス 3,873万5千円、テルウェル西日本株式会社 3,850万円、 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 3,843万5千円 | | | | |

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

<指定管理者候補者となった株式会社第一ビルサービスの加減点項目の内訳>

| 加減点項目 | | 取組状況 | 得点 | 備 考 |
|---------------------|--|-----------------|-----|----------------|
| 障害者雇用率 の達成 | ① 障害者雇用率【法定雇用率(2.3%)】 | 4.63% | 10点 | 障害者の雇用 義務有り |
| | ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分 でも過去に滞納していた場合 | 非該当 | 0点 | |
| 環境問題への 配慮 | ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21の取得 | 有 (ISO14001) | 5点 | |
| 男女共同参画・ 子育て支援の推進 | ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事 業主行動計画」の策定 | 策定済 | 0点 | 策定義務有り |
| | ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 | 無 | 0点 | |
| | ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 | 策定済 | 0点 | 策定義務有り |
| | ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく認定 | 有 | 2点 | |
| 地域貢献度 | ① 広島市内に、 | 本店がある場合 | 該当 | 4点 |
| | | 本店がなく支店がある場合 | — | — |
| | | その他事業所等がある場合 | — | — |
| | ② 本施設の従事者 のうち市内在住者 の割合が、 | 8割以上の場合 | 該当 | 3点 |
| | | 5割以上で8割未満の場合 | — | — |
| | | 2割以上で5割未満の場合 | — | — |
| 合計 | | | 24点 | |
| 得点(合計×1/2) | | | 12点 | |